

奈良県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和二年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
伊藤 健二	和希整骨院 生駒郡三郷町立野南二―一〇 ―九	令和二年九月一日
殿村 博昭	真生整骨院 大和郡山市南郡山町五二七― 一	令和二年九月一日
三杉 学	真生整骨院 大和郡山市南郡山町五二七― 一	令和二年九月一日